



第九回戦没者等の遺族に対する 特別弔慰金が支給されます

対象:公務扶助料や遺族年金などを受けていた方が平成17年4月1日～平成21年3月31日に亡くなるなどし、平成21年4月1日において公務扶助料や遺族年金などの受給権者がいない場合の、次の順番による優先順位の遺族1人①弔慰金の受給権者②戦没者などの子③父母、孫、祖父母、兄弟姉妹(戦没者と生計関係がなかった方を除く)④③以外の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹⑤①～④以外の三親等内の親族(戦没者の死亡時まで引き続き1年以上生計関係があった方に限る)※すでに第八回特別弔慰金を遺族代表者が受給している場合や、第八回特別弔慰金を時効により失権した場合は該当しません **支給内容:**額面24万円、6年償還の記名国債 **請求期間:**平成21年4月1日～平成24年4月2日 **請求書の配付・受付場所:**市役所福祉政策課(東館3階) **問合せ先:**福祉政策課(☎51・2355)



まちなかミュージシャンズ登録者

豊橋駅南口駅前広場(渥美線新豊橋駅前)などで、開催予定の屋外音楽イベントやその他の屋外イベントで、ボランティアで音楽演奏を希望する「まちなかミュージシャンズ」の登録者を募集します。**選考方法:**書類審査 **申し込み:**6月22日までに申込書を豊橋まちなか活性化推進協議会(都心活性課内〒440-0897松葉町二丁目10 ☎55・8101)※申込書は豊橋まちなか活性化推進協議会、市役所じょうほうひろば、ホームページ(http://www.city.toyohashi.aichi.jp/bu_kikaku/toshinkassei/index.html)で配布。その他音楽以外で出演を希望する場合は問い合わせてください。

情報あれこれ



プールの清掃など施設メンテナンスのため「りすば豊橋」を休館します

休館日:6月21日(月)～28日(月) **問合せ先:**りすば豊橋(☎38・5151)、健康増進課(☎39・9133)



豊橋祇園祭打ち上げ花火の 入場整理券を抽選で配布します

今年の祇園祭は7月16日(金)・17日(土)(打ち上げ花火)・18日(日)に開催の予定です。**申し込み:**6月20日(消印有効)までに、返信先明記の往復はがき(1枚で、2人まで入場できる入場整理券1枚分)で住所、氏名、年齢、電話番号を豊橋祇園祭奉賛会入場整理券係(〒440-0891関屋町2吉田神社内) **発表:**入場整理券の発送をもって発表に代えます **その他:**17日(土)午後6時30分までに入場できないときは入場をお断りする場合があります **問合せ先:**豊橋祇園祭奉賛会(☎53・5528)、豊橋観光コンベンション協会(☎54・1484)、商業観光課(☎51・2430)



打ち上げ花火



農薬の飛散防止に努めましょう

情報ピックアップ

農薬は病害虫の防除や除草などにおいて有効な資材ですが、飛散することにより、人や動物の健康を害するおそれがあります。法律により定められた適正な基準に基づいて使用し、また使用にあたっては周囲への配慮が必ずや必要です。

・農薬を散布したら散布日時や場所、使用した農薬名、希釈倍率、使用量などの記録を残しましょう
・農薬は、畑やハウスなどに安易に放置せず、必ず持ち帰り保管または適正な処理をしましょう

〈農薬を使用する場合の注意事項〉
農林水産省の登録番号が入っている農薬を使用しましょう。番号が表示されていないものは、認められたものではありませんので、使用しないでください。

〈周辺で農作物が栽培されている場合の注意事項〉
食品衛生法では、一定量を超えて農薬が残留する食品の流通を原則禁止しており、周辺から飛散した農薬が検出された場合も出荷停止などの処分の対象となります。

・ラベルの記載内容を必ず確認し、記載内容に従って使用しましょう
・散布前には周辺の住民に対して、事前に、散布目的、散布日時、農薬名などを連絡しましょう

・散布前には、周辺の農作物栽培者に対して、事前に、散布目的、散布日時、農薬名などを連絡しましょう。
・使用する農薬はできるだけ周辺の農作物にも使えるものを選びましょう。

・農薬散布は無風や風の弱いときなど周りに影響の少ない天候や時間帯を選び、散布するときは風やノズルの向きに注意し、周囲に飛散しないようにしましょう。また、散布量は必要最小限に留めましょう

問合せ先 市役所農政課(☎51・2475)、JA豊橋宮農指導課(☎25・3552)、県東三河農林水産事務所農政課(☎54・5111(内線338))、県東三河農林水産事務所農業改良普及課(☎63・3529)



岩瀬篤 副議長



大沢初男 議長



藤原孝夫 監査委員



古関充宏 監査委員

市議会役員が決まりました



産業廃棄物処理施設の
事業計画書等を縦覧しています

豊橋市産業廃棄物処理施設及び汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例に基づき、関係書類を縦覧しています。

申請者: (株)トヨジン代表取締役鈴木絹枝

施設の設置場所: 石巻本町字向野24-1

施設の種類: 廃プラスチック類、木くず、がれき類の破碎施設 施設において処理する産業廃棄物の種類: 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

縦覧場所: 市役所廃棄物対策課 (西館5階)、(株)トヨジン本社 (石巻本町字高嶋)

縦覧期間: 5月17日(月)～6月15日(火)午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日を除く)

問合せ先: 廃棄物対策課 (☎51・2406)



はかりの定期検査

はかりを営業用・証明用に使用している場合(表1)は、2年に1回、市が実施する「定期検査」、または計量士による「代検査」を受けなければなりません。本年度定期検査の対象の地域は、市の東部・北部地域です。定期検査を表2のとおり行うので、必ず検査を受けてください。家庭用計量器の無料検査も表2で行います。

問合せ先: 安全生活課 (☎51・2306)



■表1 検査の対象となる業種

業種	使用区分
商店・スーパーなど	商品の販売
医療機関・薬局・学校など	体重測定、薬の調剤
農業・漁業など	米・野菜・魚介類などの販売
運送業・宅配取次など	荷物の料金算定
工場・事業所	材料購入、製品販売
その他	取引、証明用

■表2 はかりの定期検査

午前10時～正午、午後は1時30分～3時30分、全日の場合は午前10時～正午、午後1時～3時

とき	ところ	対象校区
6月8日(火)	全日	岩田校区市民館 多米・岩田・豊
6月9日(水)	全日	東部地区市民館 岩西・飯村・つつじが丘
6月10日(木)	全日	牛川校区市民館 牛川・鷹丘
6月11日(金)	全日	石巻地区市民館 石巻・玉川・嵩山・下条
6月15日(火)	午前	谷川校区市民館 谷川
6月16日(水)	午前	西郷校区市民館 西郷・賀茂
	午後	下地校区市民館 下地・大村
6月17日(木)	全日	二川校区市民館 二川
6月18日(金)	全日	二川南校区市民館 二川南
6月22日(火)	全日	向山校区市民館 向山
6月23日(水)	全日	旭校区市民館 旭
6月24日(木)	全日	新川校区市民館 新川
6月25日(金)	全日	松山校区市民館 松山
6月29日(火)	全日	
6月30日(水)	全日	東田校区市民館 東田
7月1日(木)	全日	
7月2日(金)	全日	豊城地区市民館 八町
7月6日(火)	全日	
7月7日(水)	全日	松葉校区市民館 松葉